資料４

保育提供体制の確保のための実施計画について

１　趣旨

国の「保育提供体制の確保のための財政支援」を受けるにあたっては、自治体における「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下、「実施計画」という）を作成・提出する必要があり、実施計画について「地方版子ども・子育て会議等」で承認を得ることとされたことから、承認を求めるものである。

２　実施計画の内容

（１）令和７年度以降の保育需要と提供体制

「第３期滝沢市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、教育・保育の量の見込みと確保の内容を算定した際の資料に基づき作成。利用定員数（整備量）は変更内容及び施設整備計画を反映させている。

（２）令和８年度の施設整備内容

整備予定内容を記載している。

（３）採択を希望する財政支援

「保育士宿舎借り上げ支援事業」について採択を希望することを記載している。

保育提供体制の確保のための実施計画（市区町村全域）市区町村名：　滝沢市

1．令和7年度以降の保育需要と提供体制

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
申込者数（保育ニーズ）	０　歳　児	88.	110.	109.	107.	105
	１・２歳児	559.	625.	616.	607.	599
	３歳以上児	996.	953.	935.	916.	898
	合　計	1,643.	1,688.	1,660.	1,630.	1,602
利用定員数（整備量）	０　歳　児	180.	180.	180.	180.	180
	１・２歳児	522.	528.	528.	532.	532
	３歳以上児	864.	909.	909.	905.	905
	合　計	1,566.	1,617.	1,617.	1,617.	1,617
待機児童数	０　歳　児	1.	0.			
	１・２歳児	1.	0.			
	３歳以上児	2.	0.			
	合　計	4.	0.			

2．令和8年度の施設整備内容

施設種別	施設名	設置者名	整備内容
保育所	鵜飼保育園	社会福祉法人　滝沢市保育協会	老朽化による改築
幼保連携型認定こども園	ふじなでしこども園	学校法人　撫子学園	大規模改修等

3．採択を希望する財政支援

採択種類	３（その他の地域課題）
財政支援	Ｄ　保育士宿舎借り上げ支援事業
課題	子どもの数は減少していく見込みではありますが、保育ニーズは引き続き高い水準で推移する見込みであることから、保育確保のため、市内各保育施設における保育士等の人材確保が必要です。

こどもまんなか
こども家庭庁

保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援について

成育局 保育政策課

地域の課題に対応した財政支援

- 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。（**R7年度採択市区町村数　645市区町村（令和７年12月時点）**）

採択分類・採択対象

【認可保育所等（※1）】

1．待機児童対策

【1.①の事業】各年度の４月１日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村（※2）

【1.②～⑥の事業】各年度の４月１日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去３年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

2．人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

3．地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

※1　認可保育所等における採択について、同一自治体に対して１～３の複数の採択を可能とする。
※2　既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援（設置主体の緩和）を希望する場合には、経過措置として従前の採択要件により採択対象とする。
※3　令和５年度または令和６年度に実施している自治体は、令和８年度以降に採択の対象外となった場合でも令和10年度末までは経過措置として財政支援の対象とする。
※4　財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

3/3

【１．待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（１／２→２／３）（※５） 設置主体の要件緩和（※６）
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

【２．人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（１／２→２／３） 設置主体の要件緩和（※６）

【３．地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舎借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の嵩上げ（１／２→２／３）

※5　実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。
※6　設置主体の要件緩和は就学前教育・保育施設整備交付金のみ。